

公募型指名見積合せ（広告事業）の公告

下記の広告事業において、水道局の広告媒体に広告を掲載又は掲出する民間事業者等を募集しますので、指名見積合せへの参加を希望する方は、下記に従って申請して下さい。

記

- 1 受付期間
令和7年10月7日（火）から令和7年10月20日（月）まで
（土・日曜日、祝日を除く。9時00分から12時00分まで及び13時00分から17時00分まで。）
- 2 受付場所
水道局総務部財務課財務調査係
（札幌市中央区大通東11丁目 水道局本局庁舎3階）
- 3 受付方法
持参又は郵送
（郵送の場合は令和7年10月20日（月）必着）
- 4 見積合せに付する事項
上下水道料金等のお知らせ票 広告事業
（詳細は別紙見積説明書のとおり）
- 5 見積参加資格及び見積参加条件
次の見積参加資格及び見積参加条件のいずれにも該当していること。
 - (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (2) 令和5～7年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）に登録されている者のうち、見積説明書で示す条件のすべてを満たす者。なお、令和5～7年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）に登録されていない者で、見積への参加を希望する者は、自己を証明する書類（法人にあっては登記事項証明書（現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書）、個人事業者にあっては身分証明書及び個人事業者であることを確認できる書類（確定申告書（写）等））及び申出書を提出しなければならない。
 - (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続の開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
 - (4) 札幌市水道局競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。
 - (5) 札幌市水道局広告掲載基準第2条に規定する広告を掲載しない業種又は事業者該当しない者であること。
 - (6) 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年条例第6号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第7条第1項に規定する暴力団関係事業者（以下「暴力団員等」という。）に該当しない者であること。

6 申請書類等

- (1) 札幌市水道局広告事業公募型指名見積申請書
- (2) 見積参加条件に示す書類

7 指名の通知について

見積参加希望者のうち指名者に決定した方に対して、令和7年10月28日（火）までにFAX又は郵送にて指名通知書を送付します。

8 その他

- (1) 見積参加資格及び見積参加条件を満たしていない方の申請は受け付けません。
- (2) やむを得ない事情により見積合せ又は発注を取りやめる場合があります。
- (3) 見積参加申請を受付けた方が2者以上ない場合は、この見積合せは中止します。
- (4) 見積参加申請を受付けた方でも、必ずしも指名されるものではありません。
- (5) 見積参加申請を受付けた方で指名されなかった方は、令和7年10月28日（火）の翌日から3日以内に、書面によりその理由の説明を求めることができます。
- (6) 提出資料の作成に要する費用は申請者の負担とします。
- (7) 見積参加を希望する方は、札幌市水道局契約規程及び同広告事業公募型指名競争入札取扱要領を遵守すること。上記要領については、見積合せに準用いたします。

【問い合わせ先】

水道局総務部財務課財務調査係 TEL 211-7016